

岩手県医療局告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、県立病院等事業の業務に係る金銭の収納に関する事務（宿直業務の範囲内のものを除く。）を平成19年4月1日次のとおり委託した。

平成19年5月25日

岩手県医療局長 法 貴 敬

県立病院等の名称	受託者	
	住 所	名 称
岩手県立江刺病院	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	株式会社ニチイ学館
岩手県立遠野病院	東京都千代田区神田佐久間町三丁目2番地	株式会社日本医療事務センター